

仕様書

海上保安学校宮城分校
北九州航空研修センター

1. 件名

宿泊施設提供（福島）（北九 単契）

2. 目的

海上保安庁航空機操縦士養成における研修生の宿泊施設借上

3. 契約期間及び履行場所

契約期間：令和7年1月10日から令和7年3月31日まで

履行場所：受注者宿泊施設

4. 予定数量

405泊（5名81泊）（詳細別紙のとおり）

※本契約は1泊1部屋の単価契約を締結するものであり、数量は契約期間内における
予定を示したものであるから、増減が生じても異議の申し立てをしてはならない。

5. 仕様内容

（1）契約締結後、発注者は受注者に対して宿泊施設を利用する職員（以下「当庁職員」とする）の一覧を提出すること。

（2）受注者は、別紙に基づき当該月の次の条件をすべて満たす宿泊施設を確保すること。

ア 研修員各個に宿泊に適した個室（トイレ、入浴施設を含む）を提供すること。

イ 個室には、就寝用ベッド、自習に利用可能な机及び椅子が設置されていること。
また、十分な照明があること。

ウ 個室に自習可能な机等が設置されていない場合は、当庁研修員のみが利用可能な
机及び椅子が設置されている自習部屋を別途確保すること。

当該自習部屋は24時間利用可能であること。

また、十分な照明があること。

エ 宿泊施設内に洗濯施設が設備されていること。

オ 宿泊施設は、研修場所である福島空港から公共交通機関で1時間以内の範囲にある
こと。

なお、公共交通機関の使用が不可能な場所で、研修場所まで車両を利用する場合は
一般道で25km以内の行程であること。

カ 研修員が研修施設まで車両を使用する場合、契約期間中における駐車場を確保す
ること。

キ 契約期間中、研修員が宿泊しない期間が生じた場合、当該期間にかかる宿泊等料金
は請求しないものとする。

ク 研修員が宿泊しない期間、研修員の荷物を保管しておく場所を確保すること。

（研修員が宿泊していた部屋について、不在の間、荷物保管場所とすることを可とす
るが、この場合の宿泊等料金は請求しないものとする）

ケ 個室について、他の宿泊客等との関係でシングルルーム以外の部屋を確保した場合等に発生する追加の費用については受注者の負担とする。

- (3) 借上のキャンセルが発生する場合、発注者は原則4日以上前に受注者に対して通知するものとし、受注者においてはキャンセル料の請求は行わないこと。

3日前以降のキャンセルについてはキャンセル料の請求とあわせて、その都度協議すること。

- (4) 本仕様書により難しい事項又は疑義が生じた事項については、監督職員と協議すること。

6. 代金支払い方法等

- (1) 支払いは毎月払いとし、受注者は当該月経過後、適宜の様式で借上の実績表を作成のうえ、検査職員に提出し確認を受けること。

- (2) 検査職員による検査合格後、発注者の指定する様式により請求書を作成し、海上保安学校会計課あて提出すること。

なお、海上保安学校においては、受注者から適正な請求書を受理した後、受注者の指定する口座に請求代金を支払うものとする。

- (3) 本仕様書に定めがない事項または疑義が生じた場合は、発注者と協議すること。